健保組合もマイナンバーを使用します

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野における手続きなどで使います。
社会保障分野では、年金、雇用保険、健康保険、介護保険等に関する事務が対象です。
これらの事務を行う機関を「個人番号利用事務実施者」といい、健保組合も該当します。

マイナンバーを使用する分野

社会保障	年金	●年金の資格取得や確認、給付等
	労働	●雇用保険の資格取得や確認、給付等 ●ハローワークの事務等
	福祉 医療 その他	●健康保険の保険料徴収、被保険者・被扶養者の資格取得、各種手当金の給付に関する手続き等 ●福祉分野の給付、低所得者対策の事務等
税		●国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等
災害対策		●被災者生活再建支援金の支給に関する事務等 ●被災者台帳の作成に関する事務等

※法律や条例で定められた手続きにしか使いません。

被扶養者の申請をするときの例

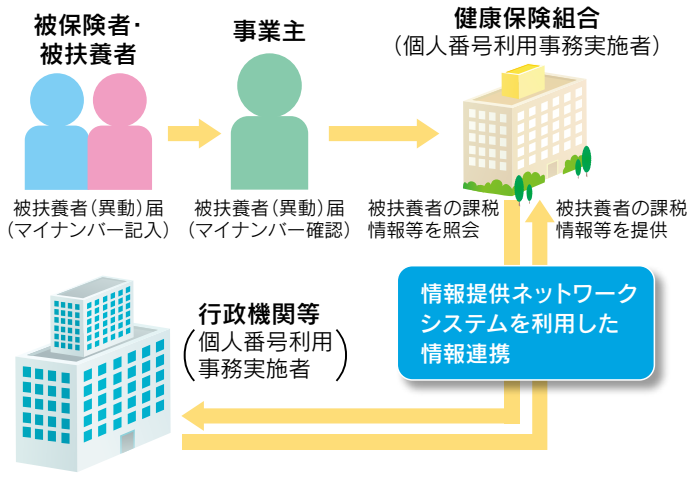

マイナンバーのスケジュール（変更になる場合があります。）

玩具人形健康保険組合のマイナンバー利用については、詳細決定次第お知らせいたします。

平成27年10月

◆マイナンバー通知開始

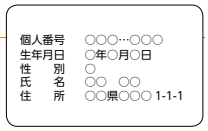

「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）」が記載された「通知カード」が届きます。
マイナンバーは生涯にわたって利用する12ケタの番号です。カードを紛失したり、番号が漏えいしないよう大切に保管しましょう。
必要な手続き等で提示する以外は、番号をむやみに他人に教えないようにしましょう。

平成28年1月

◆マイナンバーの利用開始

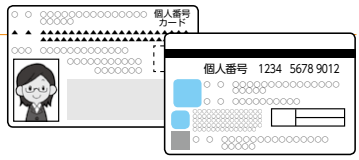

児童手当など自治体の給付手続きや、確定申告などの税手続きなどでマイナンバーを使います。
市区町村に申請すると「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真」が掲載された「個人番号カード」が交付されます。

平成29年1月

◆情報提供ネットワークシステム、マイナポータルの運用開始

平成29年7月頃

◆健保組合等の情報連携開始（保険者間の健診データ連携等、受診時のオンライン資格確認の段階的導入）

マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードだけでは本人確認は完了しません。

法律による本人確認の義務

本人の身元確認

運転免許証
or
パスポート　等

＋

本人の番号確認

通知カード
or
住民票の写し（番号つき）　等

個人番号カードを取得すれば、マイナンバーを提供するときに、複数の書類の用意は不要です。

マイナンバーに関するホームページやフリーダイヤルがあります。

もっと詳しく知りたい方は マイナンバー 検索 **で検索。**
または、0120-95-0178（無料）へお問い合わせください。